

平成17年3月31日学長裁定

新潟工科大学科学研究費補助金取扱内規

(目的)

- 第1条 この規程は、新潟工科大学（以下「本学」という。）における科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。
- 2 補助金の取扱いに関しては、文部科学省科学研究費補助金取扱規程、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領及びその他の法令等に定めるほか、この内規の定めるところによる。
- 3 補助金の執行に関しては、前項の規程等に定めがない場合には、本学研究費規程及び旅費規程の規定を準用する。

(補助金に係る諸手続)

- 第2条 補助金（直接経費・間接経費）の応募、報告等の諸手続きは、研究代表者及び分担者（以下「研究者」という。）に代わり本学が行う。

(補助金の管理)

- 第3条 補助金（直接経費）の管理は補助金を交付された研究者に代わり本学が行う。

(補助金に係る寄付)

- 第4条 研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）について、本学は、研究者からの寄付を受け入れる。ただし、研究者が研究期間中に他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還する。
- 3 設備等とは、本学経理規程第34条に定める有形固定資産のうち教育研究用機器備品又は図書をいう。

(間接経費の譲渡及び返還)

- 第5条 研究者が交付を受けた間接経費について、本学は研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行う。ただし、研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

(補助金の執行)

- 第6条 物品費のうち設備等の執行は、8月末日までに行う。
- 2 旅費は、出張報告書提出後に支給する。
- 3 アルバイトを雇用する場合には、研究者は事前に雇用承諾願を本学に提出する。

雇用契約や労働者派遣契約を結ぶ必要がある場合には、本学が契約者となるので、研究者は事前に申し出る。

4 直接経費に本学教育研究奨励寄附金を合算して使用することができる。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 設備等を購入する場合
- (2) 経費の前払いであると認められる場合
- (3) 使途に制限のある教育研究奨励寄附金の場合

(新聞等への掲載の届出)

第7条 研究成果が新聞・書籍・雑誌等又は本学 HP に掲載された場合には、研究者は、所定の様式により本学に届け出る。

(監査)

第8条 本学は、毎年9月に補助事業に対し内部監査を行う。

(事務)

第9条 この規程に基づく事務及び補助金の執行に係るものについては総務課において処理する。

附 則 (平成17年3月31日制定)

この内規は、平成17年3月31日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年11月1日一部改正)

この内規は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月28日一部改正)

この内規は、平成20年10月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年11月1日一部改正)

この内規は、平成20年11月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。